

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美波町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

徳島県美波町長

公表日

平成29年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務</p> <p>番号法別表1項番 68 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 3. 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9. 保険給付の支払の一時差止に関する事務 10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保健給付の特例に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 12. 保険者事務共同処理業務 <ul style="list-style-type: none"> 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 <p>※当町では、「12. 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム(団体内統合宛名システム) 中間サーバ、伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する。</p> <p>データについて、電子メール方式で保険者と国保連合会で、データの送受信を行うシステムのこと。</p> <p>なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>【業務ファイル】 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル</p> <p>【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル、受給者情報訂正連絡票ファイル</p> <p>※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項別表第一68の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) <ul style="list-style-type: none"> ・50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 94. 108. 117の項) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(46項) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(83項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長 島田 修
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-3611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-3611

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	保険者業務のみの記載	国保連合会に業務委託をしている業務の追加 (保険者事務共同処理業務)	事前	指針となる介護保険最新情報が送付されたため
平成29年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険事務処理システム	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム(団体内統合宛名システム) 中間サーバ、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する。 データについて、電子メール方式で保険者と国保連合会で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	指針となる介護保険最新情報が送付されたため
平成29年1月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護保険事務処理ファイル	【業務ファイル】 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル 【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル、受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	指針となる介護保険最新情報が送付されたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 「法令上の根拠」	番号法別表第一項番68	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項別表第一68の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・50条	事前	評価書の見直し
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「②法令上の根拠」	番号法別表第二項番93、94、95	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 94. 108. 117の項) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(46項)	事前	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<ul style="list-style-type: none"> ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(83項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項) 	事前	
平成29年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 「いつ時点の計数か」	平成27年9月30日 時点	平成29年1月31日 時点	事後	
平成29年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 「いつ時点の計数か」	平成27年9月30日 時点	平成29年1月31日 時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署① 部署	保健福祉課	福祉課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署②	保健福祉課長 島田 修	福祉課長 島田 修	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成29年1月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成29年1月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	